

別添2 食肉流通経営体質強化支援事業

第1 事業の内容

1 食肉流通経営の体質強化

事業実施主体は、食肉流通経営の体質強化を図るため、低利資金（以下「食肉流通経営体質強化支援資金」という。）を融通する融資機関に対する利子補給を行うものとする。

2 1の事業に係る推進指導等

第2 事業の実施等

1 実施要領の作成

事業実施主体は、第1の1及び2の事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成して独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 行動規範等の作成

(1) 事業実施主体及びその組合員等は、この事業を実施する場合には、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（行動規範）を規定した文書（組合員等が所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成するものとする。組合員等にあつては、作成した行動規範等をその所属する事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、(1)の行動規範等を取りまとめの上、自らの行動規範等とともに理事長に提出するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

4 事業の実施要件等

第1の1の事業の実施に当たっては、次のとおりとする。

(1) 貸付対象者

食肉流通経営体質強化支援資金の貸付対象者は、食肉流通業者によって組織され複数の都道府県にまたがり活動している団体（以下「食肉流通事業組合」という。）、事業実施主体の直接若しくは間接の組合員である組合（以下「組合」という。）又は事業実施主体の直接若しくは間接の組合員であり主に食肉流通業を営む者（以下「組合員」という。）とする。

(2) 貸付対象資金

食肉流通経営体質強化支援資金により借り入れることができる資金は、食肉の買入れ及び保管に必要な資金とする。

(3) 貸付期間

食肉流通経営体質強化支援資金の貸付期間は、令和5年度から令和6年度までとする。

(4) 融資機関

融資機関は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合であって、貸付対象者が借入相手先として事業実施主体に申請したもののうち事業実施主体の長が食肉流通経営体質強化支援資金の融資機関として指定したもの（以下「指定融資機関」という。）とする。

(5) 貸付条件

ア 貸付限度額については、1 貸付対象者ごとに、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(ア) 食肉流通事業組合は、(6) の資金借入実施計画に定める額の範囲内

(イ) 組合は、1 億円以内とし、事業実施主体の長が定める額

(ウ) 組合員は、4,000 万円以内とし、事業実施主体の長が定める額

イ 償還期間及び償還方法

償還期間及び償還方法については、次に定めるところによるものとする。

(ア) 償還期間は、1 年以内とする。

(イ) 償還方法は、(7) のアの資金借入申請書に定められた方法とする。

ウ 貸付利率

貸付利率は、実勢の市中貸付利率（以下「実勢利率」という。）から

(8) のイに定める年利子補給率を差し引いた利率とする。なお、実勢利率については、指定融資機関と貸付対象者の間で協議して決定するものとする。

(6) 資金借入実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の食肉流通経営体質強化支援資金借入実施計画承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(7) 資金借入の申請等

ア 資金借入の申請

(ア) 組合員は、食肉流通経営体質強化資金を借り入れようとする場合には、あらかじめ所属する組合及び指定融資機関と協議の上、経営改善計画及び資金借入申請書を作成し事業実施主体に提出するものとする。

なお、組合員が作成する経営改善計画において、経営改善の目標及び取組の具体的な内容・期限等を記載するものとする。

(イ) 食肉流通事業組合は、食肉流通経営体質強化資金を借り入れようとする場合には、あらかじめ所属する組合及び指定融資機関と協議の上、資金借入申請書を作成し事業実施主体に提出するものとする。

(ウ) 組合は、(ア) 及び (イ) を取りまとめ、自らの資金借入申請書とともに事業実施主体の長に提出し、その承認を受けるものとする。

(エ) 事業実施主体の長は、(ウ) により資金借入申請を承認した場合には、組合を経由して、食肉流通経営体質強化支援資金の貸付けに係る指定融資機関及び当該貸付対象者に対し、その旨を通知するものとする。

また、事業実施主体は食肉流通経営体質強化支援資金を自ら借り入れようとする場合には、あらかじめ指定融資機関と協議の上、資金借入申請書を作成し、指定融資機関に提出するものとする。

(オ) 指定融資機関は、(エ) の事業実施主体の長の資金借入承認書又は事業実施主体の資金借入申請書の提出を受けた後、食肉流通経営体質強化支援資金を貸し付けるものとする。

イ 承認の取消し

事業実施主体の長は、次に掲げる場合は、アの(ウ)の承認を取り消す

ものとする。

(ア) 食肉流通事業組合、組合又は組合員から承認取消しの申請があった場合

(イ) アの経営改善計画又は資金借入申請書に不実記載が認められた場合

(ウ) 償還期間内に償還がなされなかった場合

(8) 利子補給金の交付

ア 利子補給の相手方

利子補給の相手方は、食肉流通経営体質強化支援資金を融通した指定融資機関とする。

イ 年利子補給率

事業実施主体の長は、アの指定融資機関に対し行う年利子補給の利率（以下「年利子補給率」という。）を、年1.6パーセント以内で定めるものとする。ただし、年利子補給率が（5）のウの実勢利率を上回る場合、年利子補給率は実勢利率以内とする。

ウ 利子補給の交付額

利子補給の額は、貸付対象者が借り入れた食肉流通経営体質強化支援資金の貸付高にイの年利子補給率を乗じて得た額とする。ただし、貸付対象者が、食肉流通経営体質強化支援資金の貸付後に倒産等の理由により貸付対象者の要件を失った場合にあつては、当該要件失効日から償還日までの期間を利子補給金の交付対象期間から控除して算出された額とする。

エ 利子補給金交付の停止

事業実施主体の長は、（7）のイの承認の取消しがあった場合は、利子補給金の交付を行わないものとする。

(9) みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

ア 貸付対象者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、経営改善計画及び資金借入申請時に「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「食品関連事業者向け」又は「民間事業者・自治体等向け」のチェックシートを事業実

施主体に提出するものとする。

イ 事業実施主体は、全ての貸付対象者からチェックシートを収集し、借入実施計画承認申請時に一覧を機構へ提出するものとする。なお、事業実施主体が自ら取組を実施する場合は、自らの「食品関連事業者向け」又は「民間事業者・自治体等向け」チェックシートを併せて理事長に提出するものとする。

5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和6年度とする。

第3 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係機関及び関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。
- 2 第1の1の事業における貸付対象者は、事業実施主体の指導の下、関係機関及び関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体がこの事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第2号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第3号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定の額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第6 事業の実績報告等

1 食肉流通経営体質強化支援資金の貸付実施状況等報告

事業実施主体は、四半期ごとに、別紙様式第5号により当該四半期の食肉流通経営体質強化支援資金の貸付実施状況等を、遅滞なく理事長に報告するものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第6号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税額を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければな

らない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実施主体は、1のただし書により交付申請した場合に、第6の2の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、1のただし書により交付申請した場合において、第6の2の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第7号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績につい

て、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第9 電子情報処理組織による申請等

- 1 事業実施主体は、第2の1の規定による実施要領の承認申請、第2の4の(6)の規定による資金借入実施計画承認申請、第5の1の規定による交付申請、第5の2の規定による変更承認申請、第5の3の(2)の規定による概算払請求、第6の1の規定による貸付実施状況等報告、第6の2の規定による実績報告及び第7の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、この要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 事業実施主体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、この要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示又は命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法により行うことができる。
- 4 事業実施主体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
食肉流通経営体質 強化支援事業	1 食肉流通経営の体質強化 食肉流通経営体質強化支援資金を融通 する融資機関に対する利子補給を行うた めに要する経費	2 / 3 以内
	2 1の事業に係る推進指導等	定 額

別紙様式第1号

令和 年度 食肉流通経営体質強化支援資金借入実施計画(変更)承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

令和 年度における食肉流通経営体質強化支援資金の借入実施計画について、食肉卸売経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第2の4の(6)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 借入目的

2 資金借入実施計画

区分	借入者数(a)	1件当たりの借入額(b) 千円	借入額計(c=a×b) 千円	利子補給率(d) %	補助金額(c×d×2/3) 千円
食肉流通事業組合					
組 合					
組合員					
合 計					

注1：環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（又はその一覧）を添付すること。

注2：変更部分を二段書にし、変更前を（ ）書で記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第5の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ()	
1 食肉流通経営体質強化支援 資金を融通する融資機関に 対する利子補給				
2 1の事業に係る推進指導等				
合 計				

注：事業を委託する場合は、備考欄に委託先名、委託費を記載すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び（業務）計画書

(3) その他

事業実施主体は、自ら及びその組合員等がこの事業の実施に当たってあらかじめ作成した行動規範等を添付すること。

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別 紙

令和 年 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）
実施計画

1 指定融資機関に対する利子補給

貸付 対象者 名	融資 機関名	食肉流通経営体質強化支援資金				負担区分		備考
		借入金額	償還 期間	利子 補給率	利子 補給額	機構 補助金	その他	
		円	日	%	円	円	円	
合 計								

2 事業推進事務費

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他（ ）	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった
令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）につ
いて、下記の理由により事業（内容及び経費の配分）を変更したいので承認されたく、
食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第5の2の規定に基づき、申請しま
す。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 事業に要する経費及び負担区分
- 4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

注：2及び3は別紙様式第2号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を括弧書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第 4 号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令
和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）につい
て、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく食肉流通経営体質強化促
進事業実施要綱別添 2 の第 5 の 3 の（2）の規定に基づき、請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日ま で予定出 来高(④+ ⑤)/②	残額 ②-④- ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	出来高 ③/①				
1 食肉流通経営の体質強化 食肉流通経営体質強化支援資金を融 通する融資機関に対する利子補給	円	円	円	円	%	円	円	%	円
2 1の事業に係る推進指導等									
合 計									

2 事業の遂行状況

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）執行状況表」のとおり。

3 振込先金融機関名等

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

別 紙

食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）執行状況表

1 指定融資機関に対する利子補給

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年月日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構補 助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

2 事業推進事務費

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年月日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額	備考
	事業費 ①	機構 補助金	事業費 ②	機構補 助金	出来高 ②/①				
	円	円	円	円	%	円	円	円	
計									

注：備考欄には、事業の遂行状況欄の事業費の積算基礎を記載すること。

別紙様式第5号

食肉流通経営体質強化支援資金 貸付実施状況等報告書
(令和 年度第 四半期分)

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度第 四半期の食肉流通経営体質強化支援資金の貸付けが別添のとおり実施されましたので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第6の1の規定に基づき報告します。

別 添

食肉流通経営体質強化支援資金 貸付実施状況等報告書

(令和 年度第 四半期)

団体名	本四半期					本年度合計					借入承認額	備考
	区分	貸付者数	貸付件数	融資機関数	貸付額	区分	貸付者数	貸付件数	融資機関数	貸付額		
	団体		件		円	団体		件		円	円	
	組合					組合						
	個人					個人						
	小計					小計						

総計	団体					団体						
	組合					組合						
	個人					個人						
	合計					合計						

別紙様式第6号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和
年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）について、下
記のとおり実施したので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第6の2
の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）実績
報告」のとおり。

別紙様式第2号の記の2に準ずる。

3 事業に係る精算

区 分	交付決定		事業実績		既 概算払 受領額	差引 精算払 請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
1 食肉流通経営の体質強化 食肉流通経営体質強化支援 資金を融通する融資機関に対 する利子補給						
2 1の事業に係る推進指導						
合 計						

4 事業開始及び完了年月日

5 振込先

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

別紙様式第7号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった
令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉流通経営体質強化支援事業）につ
いて、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱別添2の第7の3の規定に基づき、下
記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
返還がある場合、記載すること）

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法律第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料